

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	平成25年7月12日
【四半期会計期間】	第12期第1四半期（自平成25年3月1日至平成25年5月31日）
【会社名】	マックスバリュ九州株式会社
【英訳名】	MAXVALU KYUSHU CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 柴田 英二
【本店の所在の場所】	福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号
【電話番号】	092(433)1228(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経本部長 赤木 正彦
【最寄りの連絡場所】	福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号
【電話番号】	092(433)1228(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経本部長 赤木 正彦
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第11期 第1四半期累計期間	第12期 第1四半期累計期間	第11期
会計期間	自平成24年2月21日 至平成24年5月20日	自平成25年3月1日 至平成25年5月31日	自平成24年2月21日 至平成25年2月28日
売上高(百万円)	31,110	33,446	134,288
経常利益(百万円)	273	14	2,575
四半期(当期)純利益又は四半期純損失 () (百万円)	105	83	1,259
持分法を適用した場合の投資利益(百万円)	-	-	-
資本金(百万円)	1,587	1,587	1,587
発行済株式総数(株)	7,527,195	7,527,195	7,527,195
純資産額(百万円)	9,832	10,693	11,010
総資産額(百万円)	29,120	31,799	31,141
1株当たり四半期(当期)純利益金額又は1 株当たり四半期純損失金額()(円)	14.05	11.10	167.52
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純 利益金額(円)	-	-	-
1株当たり配当額(円)	-	-	35
自己資本比率(%)	33.8	33.6	35.4

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 第11期第1四半期累計期間及び第11期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 第12期第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。
6. 第11期は、決算期変更により平成24年2月21日から平成25年2月28日までの12ヶ月と8日間の変則決算となっております。これに伴い、第11期第1四半期累計期間と第12期第1四半期累計期間とは対象期間が異なっております。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、関係会社に異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第1四半期累計期間における経営環境は、昨年末に発足した新政権における経済政策、金融政策の効果等により、円高の是正、株価の回復が進むなど、持ち直しの動きが見られました。しかしながら、当社が地盤としております九州地区におきましては、改善の動きが鈍い雇用情勢や所得の伸び悩みに加え、平成26年度から予定されている消費増税等により、消費者の購買意欲は生活防衛意識の高まりから依然として慎重であります。

スーパーマーケット業界におきましても、生活者の低価格志向、厳しい価格競争といった状況や、少子高齢化によるマーケットの縮小、異業種の食品市場への参入拡大等、当社を取り巻く経営環境は厳しい状況が引き続いております。

当社はこのような経営環境の中、「九州のスーパーマーケット事業のリーディングカンパニーへ」のスローガンのもと、新店舗の開発及び既存店舗の活性化、また、更なる成長と熾烈な競争に打ち勝つ収益構造の改革に取り組んでまいりました。

成長の要となる新規店舗としまして、3月にマックスバリュ別府上原店（大分県）及びマックスバリュエクスプレス片江店（福岡県）、4月にマックスバリュ新宮社の宮店（福岡県）を開店し、既存店舗4店を改装いたしました。また、4月にマックスバリュ古賀店（福岡県）を閉店いたしました。

営業面におきましては、昨年より引き続き、「朝トク7時」の開催による早朝時間帯の強化及びWAONポイント増量セール等を、商品面におきましてはイオンのブランド「トップバリュ」を拡販するトップバリュウィークの開催、約100種類のお惣菜を欲しい量だけ1g1円でお買い求めいただける「おかずパイキング」コーナーの展開拡大等により買上点数及び来店客数のアップを図り、売上高の拡大を目指し取り組みました。

販売費及び一般管理費につきましては、電気料金の値上によるコスト増が見込まれる中、削減への取り組みとして、店舗維持に係るメンテナンス費用等固定的なものの見直しに引き続き取り組み、改善を図りました。

以上の結果、当第1四半期累計期間の業績は、売上高33,446百万円、営業利益9百万円、経常利益14百万円となりました。一方、特別損失として店舗閉鎖損失引当金繰入額を77百万円を計上したこと等により、四半期純損失は83百万円となりました。

なお、当社は平成25年2月期に決算日を2月20日から2月末日に変更しており、平成26年2月期第1四半期累計期間と平成25年2月期第1四半期累計期間は対象期間が異なるため、対前年同四半期増減率については記載しておりません。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当第1四半期会計期間末の総資産は前事業年度末に比べ658百万円増加し、31,799百万円となりました。主な要因は新店開店等により有形固定資産が420百万円増加したこと等によるものであります。

(負債)

当第1四半期会計期間末の負債は前事業年度末に比べ976百万円増加し、21,106百万円となりました。主な要因は新店の開店等により支払手形及び買掛金が1,209百万円増加したこと等によるものであります。

(純資産)

当第1四半期会計期間末の純資産は前事業年度末に比べ317百万円減少し、10,693百万円となりました。主な要因は四半期純損失83百万円の計上及び配当金の支払いによる利益剰余金263百万円の減少等によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更又は新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	25,000,000
計	25,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成25年5月31日)	提出日現在発行数(株) (平成25年7月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	7,527,195	7,527,195	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、1単元の株式数は100株であります。
計	7,527,195	7,527,195	-	-

(注) 平成25年7月16日付で大阪証券取引所が東京証券取引所と市場の統合を予定しているため、当社の上場金融商品取引所は東京証券取引所となる予定です。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権（第1回株式報酬型ストックオプション）

決議年月日	平成25年4月9日
新株予約権の数（個）	217
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	21,700（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1（注）2
新株予約権の行使期間	平成25年6月10日～ 平成40年6月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,053 資本組入額 527
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割り当てを受けた者は、権利行使時においても、取締役又は監査役の地位にあることを要する。ただし、取締役及び監査役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限り権利行使ができるものとする。新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。
代用払込に関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2. 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる新株予約権1個当たり1円未満の端数については、これを切り上げるものとする。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × (1 ÷ 分割（または併合）の比率)

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成25年3月1日～ 平成25年5月31日	-	7,527,195	-	1,587	-	1,432

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成25年2月28日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成25年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,523,600	75,236	-
単元未満株式	普通株式 3,595	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	7,527,195	-	-
総株主の議決権	-	75,236	-

(注)「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式37株が含まれております。

【自己株式等】

平成25年5月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
マックスバリュ九州株式会社	福岡市博多区 博多駅東3-13-21	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

(注)当社名義で単元未満株式37株を所有しております。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社は、平成24年5月11日開催の第10期定時株主総会において、定款の一部変更を決議し、決算日を2月20日から2月末日に変更いたしました。これに伴い、前第1四半期会計期間及び前第1四半期累計期間は平成24年2月21日から平成24年5月20日まで、当第1四半期会計期間及び当第1四半期累計期間は平成25年3月1日から平成25年5月31日までとなっております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期会計期間（平成25年3月1日から平成25年5月31日まで）及び当第1四半期累計期間（平成25年3月1日から平成25年5月31日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年2月28日)	当第1四半期会計期間 (平成25年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,662	3,773
売掛金	1,440	1,448
商品	3,318	3,358
貯蔵品	33	33
その他	1,726	1,714
流動資産合計	10,181	10,327
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	8,139	8,449
土地	3,084	3,082
その他(純額)	3,350	3,461
有形固定資産合計	14,573	14,993
無形固定資産	31	37
投資その他の資産		
差入保証金	4,393	4,441
その他	1,961	1,998
投資その他の資産合計	6,355	6,440
固定資産合計	20,960	21,472
資産合計	31,141	31,799
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	10,398	11,608
未払法人税等	567	47
賞与引当金	139	390
役員業績報酬引当金	40	-
その他	5,422	5,595
流動負債合計	16,567	17,642
固定負債		
長期借入金	1,625	1,450
店舗閉鎖損失引当金	148	201
資産除去債務	581	599
その他	1,208	1,213
固定負債合計	3,562	3,464
負債合計	20,130	21,106

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年2月28日)	当第1四半期会計期間 (平成25年5月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,587	1,587
資本剰余金	1,432	1,432
利益剰余金	7,871	7,524
自己株式	0	0
株主資本合計	10,891	10,544
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	119	126
評価・換算差額等合計	119	126
新株予約権	-	22
純資産合計	11,010	10,693
負債純資産合計	31,141	31,799

(2) 【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期累計期間 (自平成24年2月21日 至平成24年5月20日)	当第1四半期累計期間 (自平成25年3月1日 至平成25年5月31日)
売上高	31,110	33,446
売上原価	24,003	25,897
売上総利益	7,106	7,549
その他の営業収入	392	399
営業総利益	7,499	7,948
販売費及び一般管理費	7,221	7,938
営業利益	278	9
営業外収益		
受取利息	5	5
受取配当金	3	4
その他	4	3
営業外収益合計	13	13
営業外費用		
支払利息	7	7
株式交付費	5	-
その他	4	1
営業外費用合計	18	9
経常利益	273	14
特別利益		
固定資産売却益	12	-
特別利益合計	12	-
特別損失		
固定資産除却損	0	4
減損損失	5	1
店舗閉鎖損失引当金繰入額	-	77
特別損失合計	5	83
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失()	280	69
法人税、住民税及び事業税	174	32
法人税等調整額	1	17
法人税等合計	175	14
四半期純利益又は四半期純損失()	105	83

【会計方針の変更等】

当第1四半期累計期間（自平成25年3月1日至平成25年5月31日）

該当事項はありません。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期累計期間（自平成25年3月1日至平成25年5月31日）

該当事項はありません。

【注記事項】

（四半期キャッシュ・フロー計算書関係）

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む）は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 （自平成24年2月21日 至平成24年5月20日）	当第1四半期累計期間 （自平成25年3月1日 至平成25年5月31日）
減価償却費	375百万円	439百万円

（株主資本等関係）

前第1四半期累計期間（自平成24年2月21日至平成24年5月20日）

配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年4月5日 取締役会	普通株式	191	30	平成24年2月20日	平成24年5月14日	利益剰余金

（2）基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期累計期間（自平成25年3月1日至平成25年5月31日）

配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年4月9日 取締役会	普通株式	263	35	平成25年2月28日	平成25年4月30日	利益剰余金

（2）基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間（自平成24年2月21日至平成24年5月20日）及び当第1四半期累計期間（自平成25年3月1日至平成25年5月31日）

当社は、食品及び日用雑貨品を主に販売するスーパーマーケット事業及びその付随業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 1 四半期累計期間 (自 平成24年 2 月21日 至 平成24年 5 月20日)	当第 1 四半期累計期間 (自 平成25年 3 月 1 日 至 平成25年 5 月31日)
1 株当たり四半期純利益金額又は 1 株当たり四半期純損失金額 ()	14円05銭	11円10銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額 () (百万円)	105	83
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額又は四半期純損失金額 () (百万円)	105	83
普通株式の期中平均株式数 (千株)	7,482	7,527
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	平成25年 4 月 9 日取締役会決議による新株予約権 (新株予約権の数217個) なお、概要は「第 3 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

- (注) 1 . 前第 1 四半期累計期間の潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 2 . 当第 1 四半期累計期間の潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在するものの 1 株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

当第1四半期会計期間及び当第1四半期会計期間終了後四半期報告書提出日までの間における配当に関する取締役会決議の内容については、「第4 経理の状況 1 四半期財務諸表 注記事項（株主資本等関係） 当第1四半期累計期間 配当に関する事項」に記載のとおりであります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年7月10日

マックスバリュ九州株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川畑 秀二 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 内藤 真一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているマックスバリュ九州株式会社の平成25年3月1日から平成26年2月28日までの第12期事業年度の第1四半期会計期間（平成25年3月1日から平成25年5月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成25年3月1日から平成25年5月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、マックスバリュ九州株式会社の平成25年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。